

種類	内容	安城市・SPC(*1)	指定管理者	分担・協議
法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更	○		
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○	
税制度の変更	消費税（地方消費税を含む）税率の変更			○
	法人税・法人住民税率等の変更		○	
	事業所税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
物価変動	物価変動に伴う経費の増加		○	
金利変動	金利変動に伴う経費の増加		○	
政治・行政的理由による業務変更	政治・行政的理由から業務の全部又は一部を中止した場合、又は業務内容を変更した場合の経費の増加	○		
周辺地域・住民、施設利用者への対応	地域との協調		○	
	管理運営業務に対する住民及び施設利用者からの要望等への対応		○	
	上記以外のもの	○		
不可抗力	不可抗力（天災、暴動、疫病のまん延等の、市と指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の復旧経費及び業務履行不能			○
建築物・建築設備・外構施設の損傷・故障	性能及び機能を維持するための修繕	○		
	指定管理者の責めに帰すべき事由による修繕費の負担		○	
	上記以外の修繕			○
「施設管理用機器」及び「AED」以外の備品の損傷・故障・滅失	1件につき50万円未満（第三者による弁償金を除く）の修繕及び再調達 ※再調達した場合の備品の所有権は市にあるものとする		○	
	管理上の瑕疵による修繕及び再調達 ※再調達した場合の備品の所有権は市にあるものとする		○	

リスク及び経費負担区分表

種類	内容	安城市・SPC(*1)	指定管理者	分担・協議
	指定管理者以外の責めに帰すべき事由による損傷等に係る原因者への費用弁償等の交渉		○	
	上記以外の修繕及び再調達	○		
「施設管理用機器」及び「AED」の損傷・故障・滅失	管理上の瑕疵による修繕及び再調達相当額の費用負担 ※修繕及び再調達は市が行う		○	
	指定管理者以外の責めに帰すべき事由による損傷等に係る原因者への費用弁償等の交渉			○
	上記以外の修繕及び再調達	○		
備品の購入	新規購入、更新（使用期間や性能劣化を理由とした計画的な備品の交換・入れ替え）			○
	管理上の瑕疵による損傷・滅失		○	
消耗品購入費	施設の維持管理業務の実施上必要な消耗品（トイレトーパー、手洗い石鹼液等の衛生消耗品を含む。）	○		
	電球・蛍光管	○		
	消耗品の購入・補充		○	
印刷製本費	拠点施設全体の利用案内及びパンフレット	○		
	許可申請書、指定管理部分の印刷製本		○	
光熱水費	電気、ガス、水道及び下水道料金	○		
通信役務費	電信電話料、郵便料等		○	
機器等借上料	電子複合機・印刷機等（トナー・インク等の購入も含む）		○	
事業の実施に要する経費	自主事業の企画・実施		○	
	市と指定管理者の共催事業の企画・実施			○
敷地借上料	新規民間敷地看板設置（契約を含む）		○	
保険等の加入	施設の火災保険等の加入	○		
	利用者の事故に備えた保険等の加入		○	
	施設そのものの構造上の欠陥並びに施設・設備管理の不備による第三者賠償責任及び法律上の賠償責任による損害を担保する保険の加入	○		

リスク及び経費負担区分表

種類	内容	安城市・SPC(*1)	指定管理者	分担・協議
第三者に対する損害賠償	施設そのものの構造上の欠陥並びに施設・設備管理の不備によるもの	○		
	維持管理業務の履行に起因するもの	○		
	指定管理業務の履行に起因するもの		○	
	包括的な管理責任	○		
利用料金等の収入の減少	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	減免利用者が大幅に増大した場合や、減免対象者が拡大された場合			○
	それ以外のもの		○	